

盛岡市監査委員告示第 20 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により行った財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 2 年 4 月 30 日

盛岡市監査委員	村 田 芳 三
同	菅 原 和 彦
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- 1 財政援助団体等監査の結果の報告 令和 2 年 2 月 18 日付け 1 盛監第 64 号
- 2 対象部署及び事項
 - (1) 公益財団法人 盛岡市スポーツ協会
(公益財団法人 盛岡市スポーツ協会出捐金, 担当: 市民部スポーツ推進課) に係る指摘事項
 - (2) 社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団
(盛岡市立しらたき工房指定管理, 担当: 保健福祉部障がい福祉課) に係る指摘事項
- 3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり。

2 盛 ス 第 6 号
令和2年4月21日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

財政援助団体等監査の結果に基づく措置について（通知）

令和2年2月18日付け1盛監第64号で提出のあった財政援助団体等監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（団体名 公益財団法人盛岡市スポーツ協会（市民部スポーツ推進課））
 - (1) 契約事務の執行に当たり、事務決裁規程の専決区分と異なる内容で適用されている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (2) 施設修繕契約に当たり、契約書を作成していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 措置の状況
 - (1) 措置の内容
 - ア 指摘事項(1)について
事務決裁規程の専決事項を令和2年3月9日開催の理事会において改正し、新年度の契約事務に関する通知を改正後の事務決裁規程と整合性がとれるものとした。
 - イ 指摘事項(2)について
協会内会議（業務連絡会議）において、各施設長へ指摘事項を周知するとともに、協会の諸規程を再確認し、適正な事務の執行に努めるよう文書で協会職員へ通知した。
 - (2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項 (1) について

原因は、契約事務を適正かつ円滑に執行するために発出した通知が、事務決裁規程と異なっていたことによるものである。

今後は、協会課内会議において事務決裁規程に則った事務処理について周知徹底を図り、再発防止に努める。

イ 指摘事項 (2) について

原因は、会計規程に基づく事務処理の認識不足によるものである。

今後は、協会課内会議及び職員研修会等において会計規程の周知徹底を図り、複数の職員による確認を行うことで再発防止に努める。

2 盛福障第 122 号
令和 2 年 4 月 22 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

財政援助団体等監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 2 年 2 月 18 日付け 1 盛監第 64 号で提出のあった財政援助団体等監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項 （団体名 社会福祉法人 盛岡市社会福祉事業団 （保健福祉部障がい福祉課））

指定管理施設の管理に当たり、管理運営に関する報告書に誤りがある事例が見られたので、適切な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

誤りがあった報告書については、改めて正しい内容で報告を受けた。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、施設担当者の確認が不十分であったことによるものである。

今後は、施設担当者のほか、当該事業団職員等による複数者での確認を徹底し、再発防止に努める。